

うるま市景観地区認定申請添付図書

※景観法第 63 条第 1 項による計画の認定と建築確認の両方に適合しなければ、景観法第 63 条第 5 項により、工事に着手することができませんので、余裕を持った手続き準備をする必要があります。

I うるま市景観地区条例第 17 条

【景観づくりのコンセプト協議】建築確認、認定申請の 30 日前までに 2 部提出
提出書類：うるま市景観計画届出添付図書 参照

II-1 景観法第 63 条第 1 項

【建築物の認定申請】行為着手の 30 日前までに 2 部提出

- ① 建築物の計画の認定申請書
- ② 建築等計概要書
- ③ 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- ④ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ⑤ 当該敷地における建築物の位置を表示する図面
- ⑥ 建築物の色彩が施された四面の立面図
- ⑦ 垣、柵、塀の配置図、展開図
- ⑧ 各階平面図、2 面以上の断面図、緑化計画図
- ⑨ 委任状（適合通知後代理人の変更がある場合は提出）

※計画について認定書の発行

II-2 うるま市景観地区条例第 7 条第 1 項

【工作物の認定申請】行為着手の 30 日前までに 2 部提出

- ① 工作物の計画の認定申請書
- ② 工作物計概要書
- ③ 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- ④ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ⑤ 当該敷地における工作物の位置を表示する図面
- ⑥ 工作物の色彩が施された二面以上の立面図
- ⑦ 2 面以上の断面図
- ⑨ 委任状（適合通知後代理人の変更がある場合は提出）

※計画について認定書の発行

III うるま市景観地区条例施行規則第 9 条

【行為完了届出書】完了後 1 部提出

- ① 対象行為の写真及び写真撮影方向図（建築物 4 立面、緑化、工作物（垣柵塀）すべての写真
- ② 適合通知書の写し（備考欄の内容確認すること）

※現場確認有り（完了済書の発行は、ありません）